

令和 7 年度宇部市人権施策推進審議会（第 1 回）				
開会年月日時		令和 7 年 6 月 2 4 日（火）午前 1 0 時 0 0 分		
閉会年月日時		令和 7 年 6 月 2 4 日（火）午前 1 0 時 4 5 分		
開会の場所		宇部市役所 3 階 会議室（防災情報センター）		
出席委員及び関係職員氏名	【委員】	【事務局】		欠席委員氏名
	新開奏恵 山根 寛 亀井敏則 堺井晴彦 竹元 愛 波多野幹人 林 治美 原田雅博 廣田洋子 松本卓也 松本鉄己	床本部長 上田次長 半田課長 奈須副課長 田中係長	中村次長 吉田課長 志馬主幹 三宅副主幹 堀係長	
議案事項及び決議要項	議題			
	(1) 宇部市の取組について			
議案事項及び決議要項	(2) 「宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）」の パブリックコメントの結果報告について			
	(3) その他（意見交換等）			

令和 7 年度宇部市人権施策推進審議会（第 1 回）

議 事 録（要約）

1 開会挨拶

2 自己紹介

3 役員選出

4 議 題

（1）宇部市の取組について

事 務 局 宇部市人権教育・啓発推進指針、令和 7 年度宇部市人権教育推進計画、令和 7 年度宇部市人権啓発推進計画について説明 —

会 長 事務局より説明のあった内容について、質問や意見があれば発言をお願いしたい。

委 員 人権を考えるつどい（第 2 回、第 3 回）の内容が決まっていれば教えて欲しい。

事 務 局 人権を考えるつどい（第 2 回、第 3 回）の内容については未定であり、テーマ等詳細を検討中。

委 員 宇部市人権教育・啓発推進指針は平成 1 7 年に策定されたのか。令和 5 年 3 月版が最新なのか。

事 務 局 最初の策定は平成 1 7 年。その後、平成 2 5 年 3 月と令和 5 年 3 月に改定をしている。

委 員 2 回目の改定（令和 5 年 3 月改定）で、一番のポイントは何か。

事 務 局 令和 5 年 3 月の改定では、従前の宇部市人権教育・啓発推進指針に挙げていた課題からいくつか項目を増やしてい

る。また、地域や学校、家庭の取組に加え、新たに市職員の取組を追加した。

(2)「宇部市人権尊重のまちづくり条例（案）」のパブリックコメントの結果報告について

事務局 人権条例制定についての諮問から答申までを簡単に説明。
令和7年5月3日から令和7年6月2日までの1ヶ月間で実施したパブリックコメント期間中に寄せられた意見を紹介し、寄せられた意見を参考に、最終的な条例（案）を策定のうえ、市議会への提出を進めることを説明 -

委員 どうして人権についての条例を制定するのかをもう一度説明して欲しい。

事務局 これまで、宇部市人権教育・啓発推進指針に基づいて人権教育・啓発に取り組んできたが、インターネット社会の発達からSNS上の誹謗中傷やコロナ禍での感染者に対するいわれのない差別が問題となった。

そこで、市民一人一人がお互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会を目指すため、市として主体的に取り組むためには施策の礎となるものが必要と考え、昨年度、当審議会に諮問させていただいた。

委員 ケアラーの問題などパブリックコメントの意見は条例案にある程度反映されるのか。

事務局 現在、実際に条例案に反映するか整理しているところ。
ケアラーの問題など具体的な施策は宇部市人権教育・啓発推進指針に基づいて施策を実施していくことで整理していけるのではと考えている。

委員 理念条例ということで、施策の礎になるものとお答えいただいた。7番目の意見にもあるが、附帯意見となっている事項はどのように進めていくのか。

事務局 令和7年度宇部市人権啓発推進計画の重点項目として、人権相談の体制づくりのため相談機関との連携について検討を進めることにしている。

そういった取組から実施していきたい。

委 員 条例案第2条第3号に「出身」という言葉があるが、「社会的身分」や「門地」など憲法で使われている用語の方がよいのではないか。意見として述べさせていただく。

委 員 本日の審議の目的は、条例案に対する意見を集約することが目的なのか。

事 務 局 パブリックコメントを実施したので、その結果を審議会にお伝えすることが主な目的。

委 員 議会に条例案を提出する前に、本日の議論を踏まえて条例案を修正することがあるのか。

事 務 局 当審議会では市長の諮問に応じて調査審議を行うもの。
市としては人権施策を進めるうえで、条例を作ってオール宇部市で取り組んでいくため、どのような条例にするか委員の皆さんに答申をお願いした。
また、パブリックコメントも実施し、7名の方から貴重な意見をいただいた。
これらの意見を条例案に反映するかどうかは協議中。
今後、市として最終的な条例案を固めて、9月議会を目指して議会にあげていきたい。
その状況は当審議会でも報告させていただく。

委 員 パブリックコメントの意見を参考にしながら条例案を作っていくことが事務局の仕事で、委員は報告を受けるのみなのか。
新しい委員も選出されているので、意見を聞けば新しい意見が出てくると思う。答申の内容は多数決で決まってきた。
今後の審議会は条例案を変更するものではないということでしょうか。

事 務 局 条例案については、今後は議会で審議が進められる。
今後の審議会の目的としては、人権施策の推進するため。
条例案の可決の有無に関わらず、どのように施策を進めていくか審議していただきたい。

(3) その他（意見交換等）

事務局

人権を考えるつどいについて、第1回目のチラシを配布している。

テーマは、「高齢者の人権」で孤立死の防止に向けたもの。貴重な話が聞けると思うので、是非参加をお願いしたい。

5 閉会